

発行日2007年12月20日

特定非営利活動法人メイアイヘルプユー会報

発行人:新津 ふみ子

第16号明・愛

NPO法人メイアイヘルプユー会報

東京の師走は美しい紅葉の季節です。

今年は特に、事務所前の街路のイチョウは黄色と黄緑のコントラストが見事です。と私には写っているのですが、今年は白内障の手術をしたせいで輝いて見えるようでもあります。会員の皆さんの健康状態はいかがでしょう。

今年は、メイアイの事業推進は、未実施に近い内容もあり、この点については総会の資料で報告をしています。しかし実施出来なかった背景や要因が明らかであり、次年度に向けての取り組みに確かさを持つことができました。そして実施に向け第一歩を歩みだしています。その一つは事務局体制の充実です。事務局長の準常勤化と事務局職員が1人常勤で獲得できました。また、評価事業部と研修・コンサルタント事業部の組織化など、開設9期目の快挙です。それぞれの事業部を充実させてゆきます。

今回の第三者評価に関する報告は、新規採用職員の湊さんに書いてもらいます。神奈川県、横浜市で第三者評価を既に実施してきている人物であり、今後の活躍を大いに期待しています。

来年は、会員の皆さんが当法人の活動に参加する機会を増やすこと、コミュニケーションの機会を増やすことを肝に銘じ、事業の発展に努めます。

新年が会員の皆さまにとりまして、豊かな年でありますように。いつもありがとうございます。

代表 新津 ふみ子

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-31-9

シーバード五反田401

TEL:03-3494-9033 FAX:03-3494-9032

E-mailアドレス: meiai@smile.ocn.ne.jp

HPアドレス : www12.ocn.ne.jp/~meiai

総会報告 平成18年度総会

平成18年度総会は11月30日に、出席者15名(委任状48通)の参加のもとすべての議案が承認されました。なお、メイアイヘルプユーの現会員数は103名です。

第1号議案として平成18年度事業報告が新津代表・事務局長・鳥海から説明しました。その項目は、1、総括 2、第三者評価に関する事項 3、研修に関する事業 4、調査研究に関する事業 5、会報の発行について です。

第2号議案は平成19年度事業計画です。前年度との違いは、事務局体制が常勤の事務局員確保により強化の目的が立つこと、第三者評価事業部と研修事業部を立ち上げ、それぞれの責任者として、要、鳥海が担当することです。

そして第三者評価の評価者としての資質向上を目指し、評価者研修の実施も計画しています。また、コンサルティングに関する事業は平成18年度は未実施に終わっているため、中・長期計画のもとに今年度は第一歩を踏み出す計画です。法人としての中・長期計画は新津代表より報告されました。

第3号議案は組織・体制に関する事項で、1、役員体制では現任理事7名のうち6名の再任と、3名の理事の新任、大野監事の辞任に伴う明星理事の新監事就任です。なお、新理事就任者は、上村節子氏・藤井賢一郎氏・鳥海房枝です。 2、役員担当事務 3、役員報酬 についてでした。

法人としての新たな年度が始まりました。会員の皆様には今後とも様々なご意見を頂戴したく存じます。また、上京の折には是非とも事務所にお立ち寄りください。

文責 新事務局長 鳥海 房枝



みなさんのご理解とご協力に感謝しつつ

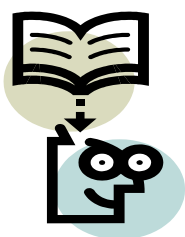
前事務局長 要 厚子

平成15年ごろから初代葭田事務局長の後をお引き受けしていましたがこのたびの総会をもってめでたく「勇退」することができました。

「ごろ」というのもナンですが、「新津さんの相談役」ぐらいの軽い気持ちで収まっていたので余り事務局長としての自覚がありませんでした。元横綱千代の富士のように「体力、気力の限界!」というよりも「知力の限界!」が本音です。ちょうど法人が果たすべきいくつかの役割が見えはじめ、人心一新して組織を発展させる必要があると思え、それを担うには「知力の限界!」でありました。会員の方々と代表新津さんのタイプのおかげでここまで続いたと感謝しています。後任の鳥海さんにはずいぶん前からモーションをかけていました。満願成就といったところです。

“メイアイヘルプユ”とはいい名前をつけたものですね、と評価の現場でよく言われるようになりました。法人の旗印「福祉現場のあと押し」を表すいい事業所名だと命名に改めて感心します。余談ですが、代表が新大久保にある英会話教室の帰路、思いついたものだと人づてに聞いています。これからも「福祉現場のあと押し」が、さらに力強く、広がりをもって、継続して行くことを願っています。

19年度からは、新津代表、鳥海事務局長と運営について協議したり第三者評価事業の分野で引き続きお手伝いさせていただくことにしています。



弁護士の大野幹憲さんにはメイアイヘルプユ発足時から今期まで監事としてお引き受けいただいております。今期以降は顧問として引き続き活動への支援をお願いしたところです。その大野さんの活動をご紹介します。

「今日は」私はNPOベターライフ・スタイルの理事長をしております大野幹憲と申します。私たちの活動については、以前に一度ご紹介する機会がありましたので、今回は私たちが来年度から始動する予定の新しい事業についてご紹介したいと思います。

最近、9年連続で年間自殺者が3万人を越えたとか、中学生の4人に一人がうつ状態にあるとかの暗いニュースが流れていますが、これらの報道から、私たちの社会では大人から子どもまで「こころ」に何らかの問題を抱えた人がいかに多いかが分かります。そのような現状をふまえ、私たちのNPOでは「こころのエコ」事業を企画しました。これは、ストレス過多の現代人に、早期にストレスに対する自己認識を行ってもらい、早めのケアをすることでうつ病になる前の予防や早期治療を促す取り組みです。ご存知かと思いますが、うつ病の要因のひとつは“ストレス”であると言われています。このストレスを放置せずに「未病」の段階で対処しようとするのが狙いです。この取り組みには二つの大きな柱があります。ひとつは“メンタルセラピスト”という資格者の育成にあります。このメンタルセラピストは、ストレスを受けている現代人と医者やカウンセラーなどの専門家を結びつける言わば“セッター”のような役割を果たす人材で「こころ」のケアワーカー的な存在です。私たちは、このメンタルセラピストの育成講座を来週から開講する予定です。

もう一つの柱は、六甲カウンセリング研究所長

で臨床心理博士である井上敏明先生が監修した診断ツールを用いることにあります。今までは、オーバーストレスであるとか、うつ状態などを客観視することは、専門家でなければ難しいことでした。しかし、この診断ツールを用いることで客観的に自己診断することが可能になるのです。

「こころ」のケアは、本来、薬でもカウンセリングでもなく、本人が自分のこころの状態と向き合うことから始まるのですが、まずはこのツールを使用することで、自分がオーバーストレス状態にあるか否かを自己認知していただきたいと思っています。どうぞ皆さん、私たちの「こころのエコ」事業にぜひ声援を送ってください。

会員の活動報告

佐藤由紀子さん(栃木県那須塩原市)

栃木県での福祉サービス第三者評価

特定非営利法人アスク代表 佐藤 由紀子

2000年の介護保険制度スタートに先立って樋口恵子・堀田力両名を代表とする「介護の社会化を進める1万人市民委員会」が組織され、市民の立場や保険者となる市町村の立場から介護保険制度に「もの申す」運動が起こりました。私たちは後にNPO法人アスクとなる「介護の社会化を進める1万人市民委員会・黒磯」（黒磯市は合併で那須塩原市となる）を立ち上げ、市の介護保険事業計画に市民の要望を盛り込ませる活動をしました。

介護保険をはじめとする福祉サービスは、①サービスを選択できる、②情報が開示される、③自己決定、④改善を求めることができる、などをサービス利用者の権利としています。福祉制度が措置から契約に変わり、福祉サービスの質を向上させるために、苦情解決相談、権利擁護事業に加え「第三者評価」や「地域密着型サービス外部評価」が制度化されました。アスクは福祉制度の調査や啓発活動、相談事業とともに、評価機関として、市民の知る権利や改善を求める権利を支える活動しています。

栃木県での評価制度がなかなか整備されない中、メイアイの葭田さんのご指導をいただきながら評価の学習を続け、まず、東京都の評価機関と

して認証を受けました。2005年の秋には栃木県でも制度がスタートし、評価結果公表の第1号はアスクが受託した特養の評価でした。

介護保険はしばしば制度が変更になり、障害者支援制度も大きく動いています。また、児童養護施設を巡って様々な問題が起きています。東京と異なり、栃木県では評価対象は東京や保育所など11種別のみで、評価実施も進んではいませんが、第三者評価への期待は徐々に高まっているようです。アスクは経験と研鑽を積んで、市民からも事業所からも信頼される評価機関になりたいと思います。（ホームページアドレス <http://asc.nas.ne.jp/>）

勉強会報告

「認知症への理解と対応」をテーマにした自主勉強会は10月19日（金）、午後6時30分から19名（うち非会員3名）の参加のもとに実施しました。その内容は報告者の鳥海が立ち上げから本年3月末の退職までの9年半を副施設長として勤務した「清水坂あじさい荘」の実践です。同施設は開設時から認知症症状を有する利用者割合が高く、現在では定員120名のうち9割を占めています。認知症のケアでは、施設が利用者にとって“おだやか”で“落ち着ける場”になることが重要です。それには利用者の言葉や反応を職員が、まず共感的に受け止める必要があります。共感的に受け止めの手段として、「～さんの生活史」（A3版）を独自のフォームで作成し、担当職員が家族と一緒に、その生涯をたどる試みを開始しました。長い人生の中には他人に知られたくない過去もあります。それに配慮し項目記入だけを目的にせず、家族と共に考える時間を共有することを第一にした結果、関係が上手く持てケアプランも共に考えられる副産物がありました。まだ試行段階ですが、当日は「～の生活史」の現物と、利用者の様子を約30枚のスライドで披露しました。

次回の登場者日本ホスピス・ホームケア協会
黒田さんの予定です

第三者評価の推進と課題 ～他県の状況から見えてくること～

はじめまして。11月から当会の第三者評価事業部の事務局職員を務める湊岳美（みなとたけみ）です。この度、熊本県福祉サービス第三者評価セミナーに参加する機会を得ましたので、熊本県、ならびに私がかねてより関わっている神奈川県第三者評価推進の状況について報告いたします。

◆推進体制と特色

福祉サービス第三者評価の推進組織は、都道府県ごとに置かれています。2007年8月現在、広島県を除くすべての都道府県に推進組織が整備され、第三者評価が実施されています。東京都では、2002年に（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団に「東京都福祉サービス評価推進機構」が開設され、翌年より本格実施されています。隣接する神奈川県では、2004年に「かながわ福祉サービス第三者評価機構」が、県民が構成する任意団体として立ち上がり、下期より実施が始まっています。一方、熊本県では、2006年より県健康福祉部が推進部署となり、行政主導で第三者評価が推進されています。

このように各都県の推進体制は異なり、それに伴い、具体的な評価基準や評価の手法も三者三様です。評価基準については、いずれの都県も国のガイドラインをベースにしているものの、それぞれ特色ある基準・手法を用いています。東京都では、推進機構が定めた評価基準・手法が用いられています。熊本県では、県が定めた評価基準を用いることになっています。これは、国のガイドラインに基づく評価基準に、県独自の「利用者尊重」「ユニバーサルデザイン」「食育」「地産地消」等の視点を加えたものです。

一方、神奈川県には推進機構の定める評価基準が存在しません。推進機構では6つの共通評価領域を定めており、その領域に基づいて評価機関が自由に、評価基準・評価項目を定めてよいことになっています。実際のところ、政令指定都市が独自に定めた横浜市基準、川崎市基準の他、評価機関のオリジナル評価基準が複数存在しています。受審事業者は、自らの事業体の事業実施状況や特色等にあった評価基準を用いる評価機関を選んで受審することができるのです。

受審費用の補助については、東京都では、区市町村ごとの対応となる事業種が一部にあるものの、大半の事業種において、受審費用のほぼ全額に相当する60万円（一部の事業種については30万円が限度）を補助しています。また、第三者評価の受審を、都独自の補助金制度である「サービス推進費」を受けるための条件とするなど、受審促進を狙った施策を展開しています。熊本県では1法人につき5万円を限度に補助金を出しています。一方、神奈川県には補助金制度はありませんが、横浜市には、横浜市基準を用いて受審する場合に限り、1事業所あたり受審費用の半額助成（上限30万円）の制度があります。

◆共通課題点

今回参加した熊本県のセミナーの基調講演では、第三者評価の実施経過、意義、概要、現状等が語られたあと、評価機関および評価調査者の中立・公正性、客観性等について、県の評価基準に基づき実施されることにより担保されているから安心してほしいと語られていましたが、はたしてそうでしょうか。2006年度1年間で1,307件の評価が実施されている東京都では、評価実施のプロセスおよび結果に関して、これまでにさまざまな課題が見出され、評価の基準やプロセスが見直されてきたことは皆様ご存知の通りです。横浜市の例ですが、3つの評価機関が参加して実施されたモデル調査で、同じ基準を用いても、評価機関・評価調査者により評価結果が大きく異なるという経験を、私はしました。

さて、当会の評価結果は、事業者にとってかなり厳しいものである、という評判を聞いています。「厳しい」とはどういうことでしょうか。現実を的確にとらえ、第三者評価の目的である「サービスの質の向上」に積極的に結び付くような評価結果を出しているということではないでしょうか。つまり、同じ評価基準・手法を用いても、評価機関・評価調査者の理念や視点により、評価結果に濃淡が出ることは否めない事実なのでしょう。

本当の意味で事業者を支援する評価結果を出すことにより、利用者（市民）の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に貢献できる第三者評価の実施を、当会をはじめ、すべての評価機関・評価調査者に期待したいところです。